

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	地方税の賦課に関する事務(国民健康保険税) 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美波町は、地方税の賦課に関する事務(国民健康保険税)における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

徳島県美波町長

## 公表日

平成28年2月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課に関する事務(国民健康保険税)
②事務の概要	<p>国民健康保険税 地方税法に基づき、被保険者に対する国民健康保険税を算出し、賦課徴収を行う。</p> <p>番号法別表1項番 16 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であり、以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 国民健康保険税の賦課、更正、減免、徴収</li><li>2. 国民健康保険税の納付証明書発行</li><li>3. 口座振替処理</li><li>4. 口座振替処理</li><li>5. 督促及び催告処理</li><li>6. 滞納管理、地方税法に基づく調査</li></ol> <p>番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネット ワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	国民健康保険税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】27項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 島田 修
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務企画課 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 0884-77-3611
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務企画課 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1 0884-77-3611

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

